

令和7年度宮城県防災会議 議事録

1 日 時 令和7年11月20日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

2 開催場所 宮城県行政庁舎4階 庁議室

3 出 席 者 別添「令和7年度宮城県防災会議出席者名簿」のとおり

4 概 要

- 審議事項 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編〕の修正について承認をいただいた。
- 報告事項 （1）「市町村地域防災計画の修正について」、（2）「令和7年分の災害等の発生状況について」、（3）「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練の実施について」の報告を行った。

5 詳 細

（司会：防災推進課 佐藤総括課長補佐）

- 定刻になりましたので、令和7年度宮城県防災会議を開催いたします。

本日の会議はウェブ会議と併せて開催しております。

本日の会議の定足数を御報告いたします。代理出席の方を含め、42名の委員の御出席をいたしております。委員数60名の半数を超えておりますので「宮城県防災会議規程」第4条第1項の規定により、会議が成立することを報告いたします。また、この会議は「宮城県情報公開条例」第19条に基づき公開することとなっております。

なお、本日は2名の方が傍聴しておりますことを申し添えます。

傍聴者の方は、お配りしております傍聴要領を御一読いただき、遵守いただきますようお願い申し上げます。

ウェブ会議で参加される委員の皆様に3点お願いがございます。1点目、音声が聞き取りやすくなるよう御発言の時以外には、常にマイクをミュートでお願いいたします。

2点目、発言される際はリアクションボタンにて挙手願います。なお、発言される際はミュートを解除し、御所属名とお名前を仰ってから、発言をお願いいたします。

最後に3点目、各議決の採択に入りましたら、議長の問い合わせに対し、ミュートボタンを解除してから御意見等について御発言願います。

続きまして、本日の配布資料について、ウェブ会議で参加されている委員の皆様には、事前に資料をメールにて送信させていただいておりますので、そちらを御覧願います。配布資料は、配布資料一覧に記載のとおりですので、不足している方がいらっしゃれば、事務局までお申し出くださいようお願いいたします。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります、村井知事の代理といたしまして、副知事の伊藤より御挨拶を申し上げます。

（伊藤副知事）

- 本日はお忙しい中、「宮城県防災会議」に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の防災行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、近年、全国各地で大きな自然災害が頻発しています。今年2月には、岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生したほか、8月には鹿児島県・熊本県を中心とした大雨による浸水・土砂災害、10月には東京都八丈島を中心とした大雨災害が発生しました。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が切迫度を増している中、国では「防災庁」の設置に向けた準備が進められており、防災・減災対策や危機管理体制の整備が急がれています。本県といたしましても、向こう10年間、県として取り組む第3次みやぎ震災対策アクションプランを策定し、防災・減災を進めていくこととしております。

本日の会議では、県の地域防災計画の修正といった重要な防災施策に関して御審議いただくほか、関係機関が連携して取り組むべき新たな課題等に関する意見交換・情報共有を予定しています。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げま

す。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会：防災推進課 佐藤総括課長補佐)

- 会議出席者の御紹介につきましては、資料の出席者名簿にて代えさせていただきます。

ここで名簿につきまして1点変更がありましたので御報告させていただきます。公益社団法人宮城県栄養士会会长千石裕子様がウェブ出席から会場出席に変更となりましたことを御報告させていただきます。

早速、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、伊藤副知事に議長をお願いしたいと思います。伊藤副知事よろしくお願ひいたします。

(議長：伊藤副知事)

- それでは皆さんよろしくお願ひいたします。議長を務めさせていただきます、副知事の伊藤です。それでは、審議事項、「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕・〔津波災害対策編〕・〔風水害等災害対策編〕・〔原子力災害対策編〕・〔資料編〕」の修正について、事務局から説明お願ひします。

(説明者：横谷防災推進課長)

- 防災推進課長の横谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、宮城県地域防災計画の修正のうち、地震・津波・風水害等災害対策編について御説明いたします。お手元の資料1「宮城県地域防災計画の修正について」の1ページを御覧願います。

「1 修正の経緯」につきまして、概要図にまとめてございます。概要図の下、黄色と緑色の枠の中に記載しておりますが、平成23年3月の東日本大震災以降、災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正が累次行われてきました。県でも、東日本大震災をはじめ、国内の大規模災害の教訓や国の動きを踏まえ、県の地域防災計画に反映させるなど、見直しを行ってきたところでございます。概要図の右側、赤い点線の枠部分になりますが、今年度の動きといいたしましては、災害対策基本法や災害救助法など関連諸法令の改正や、7月に国の防災基本計画が修正されたことにより、県の地域防災計画を修正しようとするものでございます。

修正案につきましては、各市町村や防災関係機関の皆様に対し、事務局から修正事項の有無や修正素案の確認等を行っていただいた上で取りまとめたものでございます。

次に2ページを御覧願います。「2 令和7年度の主な修正内容」について御説明申し上げます。

令和7年6月の災害対策基本法等の改正を受け、7月に国の中央防災会議で防災基本計画が修正されており、これを反映しようとするものでございます。

「1 関連する法令の改正を踏まえた修正」でございますが、「(1) 国による災害対応の強化」といたしまして、災害対策基本法の改正により、県が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、国は、県からの要請を待たずに、応急措置を行えることとされております。

また、市町村長は、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、県を介さずに直接、国に対して応急措置実施の要請を行えることとなりましたので、関係箇所を修正してございます。

次に「(2) 被災者支援の充実」では、在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供、広域避難時の避難元、避難先、市町村間の情報連携、被災者援護協力団体の登録やデータベース化及び平時からの連携強化、地方公共団体による物資の備蓄状況の公表等を行うこととされましたので、関係箇所を修正してございます。

次に「(3) 復旧・復興の迅速化」では、被災後、より早期に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めることも明記いたしてございます。

次に「2 最近の施策の進展等を踏まえた修正」のうち、「(1) 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災対策の見直し」でございますが、広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化、地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備等について、関係箇所を修正してござい

ます。

次に、「(2) その他の施策」といたしましては、災害時における船舶活用医療の提供、避難所での子ども・若者の居場所の確保、港湾における官民共同での高潮対策、広域に降り積もる火山灰への対策の推進について、関係箇所を修正してございます。

続きまして、資料の右側「3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正」でございます。

「(1) 被災者支援の充実」では、避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化、指定避難所だけではなく、協定や届出避難所に係る情報の事前把握を行うことについて、関係箇所を修正してございます。

次に、「(2) 保健医療福祉支援の体制・連携の強化」では、保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築、発災後速やかなD H E A T 派遣、保健師等チームの人材育成や研修・訓練を通じた充実・強化について、関係箇所を修正してございます。

次に、「(3) 官民連携や人材育成の推進」では、避難生活支援リーダーやサポーターといった避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保、データベース化について、関係箇所を修正しております。

次に「(4) 消防防災力の充実強化」では、消防団と自主防災組織・防災士等の多様な主体との連携、津波浸水想定を勘案した消防体制の整備について関係箇所を修正してございます。

次に「(5) インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保」では、発災後、インフラを迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等を最優先で復旧すべき箇所としてあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった災害対応の実施、災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保について、関係箇所を修正してございます。

次に「(6) 被災地における学びの確保」では、被災地域外の地方公共団体が、必要に応じて、応援教職員やスクールカウンセラー等を派遣する「被災地学び支援派遣等枠組み (D-E S T)」を活用し、被災地の児童生徒の学びを継続することとしており、関係個所を修正してございます。

最後に「(7) 防災D Xの加速」では、国的新総合防災情報システム (S O B O - W E B) や新物資システム (B-P L o) の利活用促進及び研修・訓練の実施、避難所開設時における全国共通避難所・避難場所 I D の報告について、関係箇所を修正しております。

以上が、県の地域防災計画のうち【地震・津波・風水害等災害対策編】分の主な修正内容でございます。

このほか、防災に関する個別の計画や指針を踏まえた修正については、市町村や防災関係機関の皆様からの御意見を踏まえ、資料2-1から2-3までの新旧対照表に反映しておりますので、御確認いただければと思います。

なお、「資料3：宮城県地域防災計画【資料編】 修正予定一覧」につきましては、網掛けした項目が修正を行う箇所となっておりますので、併せて御確認いただければ幸いでございます。

引き続き、原子力災害対策編分の説明について、原子力安全対策課から説明申し上げます。

(説明者：千葉原子力安全対策課長)

○ はい。原子力安全対策課長の千葉と申します。よろしくお願ひいたします。

引き続き、審議事項のうち、宮城県地域防災計画【原子力災害対策編】の修正について御説明させていただきます。

お手元の「資料4：令和7年度 宮城県地域防災計画【原子力災害対策編】の修正について」の表紙をおめくりいただき、1ページ目を御覧ください。

1の「修正の経緯」につきましては、東日本大震災以降の国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正状況と、県地域防災計画【原子力災害対策編】の修正状況をまとめたものです。

県地域防災計画【原子力災害対策編】は、国の各種計画の改正に伴い、都度、修正を行ってまいりました。令和7年度につきましても、国計画の見直しに伴い、県地域防災計画【原子力災害対策編】に必要な修正を加えるものです。

2ページ目を御覧ください。2の「令和7年度の主な修正内容について」でございます。

修正内容を「防災基本計画の修正の反映」、「原子力災害対策指針の改正の反映」、「その他の修正」の大きく3つに分けて御説明いたします。

始めに、資料の左上段、「防災基本計画の修正の反映」を御説明いたします。

1点目の「最近の施策の進展等を踏まえた修正」につきましては、先ほど防災推進課から御説明しました地域防災計画〔地震災害対策編〕等と共に修正が行われた部分となります。避難所の運営に関して「避難所での子供・若者の居場所の確保」や、物資の備蓄・調達に関して「新物資システム（B-P L o）の活用」といった記載の追加等の修正を行うものです。

2点目の「原子力災害対策に関する修正」につきましては、防災基本計画の「第12編：原子力災害対策編」で修正のあった「対策拠点施設」を「オフサイトセンター」に記載を見直すほか、「甲状腺被ばく線量モニタリング」の住民周知に関する記載を県計画に反映するものです。

続きまして、資料の左下段、「原子力災害対策指針の改正の反映」を御説明いたします。

1点目の「屋内退避の位置づけの明確化等」について御説明いたします。

まず、大気中に放出された放射性物質が雲状となったものをプルームと言います。屋内退避の位置づけにつきましては、主にこのプルームからの被ばくを避けるための防護措置であることやU P Z の基本的な防護措置が屋内退避であることが指針上で明確化されました。

上記の改正を踏まえ、県計画においても、屋内退避の定義を明確にするなどの修正をしております。

2点目の「屋内退避の運用について」でございます。

今回の指針の改正において、「屋内退避の継続を判断するタイミングについて、実施後3日を目安としてそれ以降日々判断すること」や、「屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出や、生活を支える事業者等の活動が可能であること」、また、解除要件として「屋内退避実施後、原子炉施設が安定していることに加え、プルームが滞留していないことが確認できた場合には解除すること」等が新たに盛り込まれたことから県計画においてもこれらの項目を新設する形で修正を行っております。

続きまして、「その他の修正」を御説明いたします。

1点目の「組織改編に伴う体制の見直し」につきましては、県組織の改編に伴い、県災害対策本部体制、分掌事務の修正を行っております。

2点目の「緊急時モニタリング関連の運用適正化」においては、緊急時モニタリングセンター長不在時の体制を明確にする形で修正を行っております。

また、3点目「県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合」を行い、県計画としての統一を図るほか、4点目の「その他の修正」において文書表現や語句等の記載の適正化を図っております。

詳細につきましては、後ほど資料5の新旧対照表を御確認いただければと思います。

その他、原子力災害対策編の別冊資料につきましても、先ほど防災推進課から御説明した地震災害対策編等と同様に「資料6：修正予定一覧」のとおり一部の項目を修正予定となっております。こちらも後ほど御覧ください。

なお、今回の県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正は、最新の国の防災基本計画や原子力災害対策指針を踏まえたものですが、その具体的な運用につきましては、現在、関係市町や各関係機関と協議・検討を行っているところです。引き続き国や他地域の動向を注視するとともに、関係機関と連携し、運用の具体化を図ってまいります。

事務局からの説明は以上です。

(議長：伊藤副知事)

○ それではただいまの説明について質疑等をお受けいたします。会場出席の委員の皆様につきましては、挙手をお願いいたします。また、ウェブ出席の委員の皆様につきましては、画面右下にある「アクションボタン」を押していただければ、事務局から指名をいたしますので、ミュートを解除して御発言願います。

それではまず、会場出席の委員の皆様から御質疑等をいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。会場出席の委員の皆様から質疑等の御発言がありましたら挙手をお願いいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは一旦、ウェブ会議に出席の皆様の方に切り替えさせていただいて、ウェブ会議の出席の皆様の方から御質疑等ありましたら挙手ボタンをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、御発言ございませんようですので、「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災

害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編】の修正について」であります、この審議事項であります、この会議において了承されたものとさせていただいてよろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。皆さん御協力ありがとうございました。

それでは予定されていた議事が終わりますので、ここで進行を事務局にお返しします。よろしくお願ひします。

(司会：防災推進課 佐藤総括課長補佐)

- 続きまして、「2 報告事項」について事務局から3点御報告を申し上げます。それでは、事務局から説明をお願いします。

(説明者：横谷防災推進課長)

- それでは報告事項につきまして防災推進課から御説明申し上げます。
はじめに、報告事項（1）市町村地域防災計画の修正について、御説明申し上げます。「資料7：市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について」を御覧願います。

災害対策基本法第42条第5項の規定により、市町村地域防災計画を修正したときは、速やかに知事へ報告することとされております。報告を受けた知事は、同条第6項の規定により、県の防災会議に意見を聴くこととされております。

表に記載のとおり12市町村から市町村地域防災計画修正に関する報告を受けておりましたので、防災会議として知事に対し、意見具申を専決処分により行っておりますので御報告申し上げます。

なお、主な修正内容としては、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて修正した、県地域防災計画の修正内容の反映でございました。

市町村地域防災計画の修正につきましては、今後も適時適切に修正作業が行われるよう、支援、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

資料7につきましては、以上でございます。

続いて、報告事項（2）令和7年分の災害等の発生状況について、御説明いたします。「資料8：令和7年分の災害等の発生状況について」を御覧願います。区分欄に時系列で災害名を記載しております。災害ごとに被害状況をまとめてございます。令和7年に発生した災害は、風水害が11件、津波が1件、雪害が1件の、合わせて13件となってございます。

なお、10月1日までに被害の発生した自然現象を計上しており、被害が確認されなかった自然現象につきましては、件数に含めておりません。

令和7年は風水害による被害が最も多く発生しております。特に3月26日の暴風では、県内全域に暴風警報が発表され、女川町をはじめ複数の観測地点で、観測史上1位となる最大瞬間風速を記録するなど、暴風による負傷者や住家被害が多数発生しております。また、10月1日の大雨では、仙台市、塩釜市、多賀城市など、沿岸部を中心に断続的に激しい雨が降り、記録的短時間大雨情報が発表されました。この影響により、道路の冠水や大雨に伴う浸水が相次ぎ、多くの住家で床上・床下浸水の被害が生じております。

さらに、本年は風水害に加えまして、遠地地震に伴う津波被害も発生しております。7月30日にカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生し、宮城県を含む太平洋沿岸部を中心に、全国広い範囲に津波注意警報等が発表されました。この津波により、県内では養殖業を中心とした水産業に多くの被害が生じております。

本年の災害の発生状況については以上でございます。引き続き、災害発生時には、県各部局や市町村と連携しまして、迅速な被害状況の把握、被災者支援等に努めてまいります。私からは以上でございます。

(説明者：田畠消防課長)

- 消防課長の田畠と申します。お手元の資料9を御覧願います。私の方からは、「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練の実施について」御報告させていただきます。

はじめに、資料の左枠、「1 概要」でございます。

緊急消防援助隊は、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に同年に創設され、その後発生した大

規模な災害に対し、これまでに47回の出動実績がございます。近年では今年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模な林野火災におきましても、本県を始めとした15の都府県から緊急消防援助隊が出動したところでございます。

この緊急消防援助隊の消火・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図ることを目的に、創設以来おおむね5年に1回、全国の緊急消防援助隊が一堂に会して行う全国合同訓練が実施されています。

第7回は、来年度、令和8年度に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を想定災害として、宮城県及び北海道で実施されます。

次に、「2 主催」でございますが、総務省消防庁でございます。

次に、「3 共催」でございますが、宮城県、北海道、全国消防長会、宮城県消防長会及び全国消防長会北海道支部となっております。

「4 実施時期」でございますが、3回に分かれており、まず初めに令和8年夏に消防庁及び北海道、青森県、岩手県及び宮城県において図上訓練を実施し、秋に宮城県において部隊運用の実働訓練を実施し、そして、冬に北海道におきまして、海路、空路での部隊進出に係る実働訓練を予定しております。

次に、「5 県内の訓練会場」でございますが、メイン会場は仙台塩釜港（石巻港区）雲雀野地区で実施します。その他、想定災害に応じてサテライト会場を複数設置することとして現在調整を行っております。

次に、資料の右枠となります。

「6 主な訓練内容」でございますが、遠距離からの緊急参集訓練、自己完結のための後方支援・宿営訓練、全国の消防本部、自衛隊、警察等との連携訓練、特殊任務部隊の実践連携訓練などが予定されております。

次に、「7 訓練参加予定機関」でございますが、各都道府県の緊急消防援助隊、県内消防本部・消防団、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE、DMAT等となっております。

最後に、「8 過去の訓練実績」でございますが、平成7年度から概ね5年ごとに実施し、これまで6回実施しており、表に実施年度、実施場所、訓練想定及び参加隊数等を記載しております。

なお、静岡県で開催された第6回緊急消防援助隊全国訓練の概要を添付しておりますので、後ほど御覧願います。

県としましては、防災関係機関皆様の御協力をいただきながら、この訓練を通じて、全国の緊急消防援助隊及び防災関係機関との連携活動能力の向上及び本県の受援力の強化が図られるよう努めてまいります。

この件につきましては、以上でございます。

(司会：防災推進課 佐藤総括課長補佐)

○ それではただいまの説明につきまして、質疑等をお受けしたいというふうに思います。会場出席の委員の皆様につきましては挙手をお願いいたします。ウェブ出席の委員の皆様につきましては、画面右下にございますリアクションボタンを押していただければ、こちらから指名させていただきますので、ミュートを解除して御発言願います。

それではまず、会場出席の委員の皆様から質疑等、ございますか。

質疑がなければ、続きまして、ウェブ会議出席の委員の皆様からの質疑、いかがでしょうか。

ウェブ会議出席の委員の皆様からの質疑等はないようでしたので、これで報告事項に関する質疑を終了させていただきたいというふうに思います。

最後に、「3 その他」でございます。事務局からは特段発言はありませんが、この機会に、委員の皆様から連絡事項がございましたら、御発言いただければと思います。

それではまず、会場出席の委員の皆様からいかがでしょうか。

ないようですので、続きまして、ウェブ会議出席の委員の皆様からいかがでしょうか。

では、ウェブ会議出席の委員の皆様からも御連絡事項等はないようでしたので、こちらで「3 その他」は終了したいというふうに思います。

他になれば、それでは、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました

た。これをもちまして、宮城県防災会議の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上